



# サブリース契約の罠

## サブリース契約で地主が

## 『土地持ち死産家®』

## になるワケ



- 講師 愛知総合相続相談センター所長 後東 博
- 開講日 4月14、28日 金曜日 13:00~14:30
- 受講料 5,170円(税込) 全2回

相続したくない不動産には、サブリース契約（30年一括借上げ）、老朽アパート、貸家、共有名義不動産、貸宅地(底地)などがあります。なぜ、相続対策で建築したアパートが、築15年で売りに出されるのか？なぜ、相続対策で共有名義の不動産にしてはいけないのか？なぜ、サブリース契約（30年一括借上げ）のアパート経営をしてはいけないのか？なぜ、貸宅地(底地)を相続してはいけないのか？その理由を講座で説明します。「土地持ち資産家」になるためには、不良資産を優良資産に組み替える必要があります。どんな困難な不動産にも解決策はあります。その方法をこの講座で学びます。サブリース契約（30年一括借上げ）・老朽アパート・共有名義不動産など相続対策で、誰に相談したらよいか悩んでいる人にオススメです。希望者には、令和5年5月12日（金曜日）に無料個別相談にも応じます。また後東博の著書「サブリース契約の罠：サブリース契約で地主が『土地持ち死産家®』になるワケ」（日本橋出版）を贈呈します。

詳細は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

※受講料には維持管理費が含まれています。 ※一部の講座の受講料には音楽著作権使用料が含まれています。  
※講座により募集締切日が異なりますので、お問い合わせください。  
※お申込みの人数によっては、開講中止となる場合もございます。予めご了承ください。

登録料  
不要



名古屋・栄 中日文化センター

〒460-0008 名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル7F

☎0120-53-8164

10:00~19:00(日曜日は17:00まで)